

長期優良住宅の申請等を提出される皆様へ（お知らせ）

平成 25 年 6 月 6 日

長期優良住宅の認定申請等に係る運用の変更について

愛知県建設部建築担当局建築指導課

長期優良住宅の認定申請等（以下「認定申請等」という。※）に係る申請図書への設計者の記名・押印の運用を下記のとおり変更します。

記

- 1 愛知県に認定申請等を行う場合の申請図書への設計者の記名・押印を不要とする。
ただし、次の場合は、設計者の記名・押印が必要。
 - （1）設計者の所見を示す場合。
 - 地盤調査検討書等において、地盤状況の判断や地盤補強の必要性等の判断等を示す場合。（例示）
 - （2）規則第 2 条第 1 項による、次の図書を訂正等する場合。
 - 同項表に掲げる図書（設計内容説明書を除く）。
 - その他所管行政庁が必要と認める図書の内、地盤調査検討書（地耐力の確認及び設定地耐力への対応の確認のできる資料を含む）。
- 2 運用開始時期 平成 25 年 6 月 17 日（月）

※ 認定申請等

- ・ 法第 5 条第 1 項から第 3 項による認定申請
- ・ 法第 8 条第 1 項による変更認定申請
- ・ 規則第 7 条各号に該当する軽微な変更に係る届出